

# UBC情報

発行： 2024年9月2日

No. 291

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

9月分からの社会保険料は、算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額が適用されます。給与計算の際には、注意しましょう。

## トピックス

## 死亡保険金を受け取った場合の取扱い

### ◆相続税、所得税、贈与税が課税されるケース

被保険者が亡くなった際に支払われる死亡保険金を受け取った場合、保険料の負担者や保険金の受取人が誰であるかにより、課税関係が異なります。

◎相続税が課税される場合……被保険者と保険料の負担者が同一人の場合、受取人は保険金を相続等により取得したとみなされます。例えば、夫が被保険者で保険料を支払っており、妻が保険金の受取人となっているケースなどが該当します。

◎所得税が課税される場合……保険料の負担者と受取人が同一人の場合、受取方法により一時所得又は雑所得が課税されます。例えば、妻が被保険者で、夫が保険料を支払って保険金の受取人となっているケースなどが該当します。

◎贈与税が課税される場合……被保険者、保険料の負担者、保険金の受取人がすべて異なる場合は贈与税の対象となります。例えば、妻が被保険者で、夫が保険料を支払い、子が保険金の受取人となっているケースなどが該当します。

### ◆相続税が課税される場合の非課税限度額など

相続税の対象となるケースにおいて、相続人が受け取った死亡保険金には「500万円×法定相続人の数」の非課税限度額があり、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超える場合、その超える金額が相続税の課税対象となります（相続人以外には非課税の適用はありません）。

なお、保険金は受取人固有の財産であり、遺産分割協議の対象外となります。そのため、契約上の受取人以外の相続人等が保険金を受け取った場合、契約上の受取人からの贈与で取得したこととなります。

## 最低賃金の引上げ目安は全都道府県で50円

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が提示する引上げ額の「目安」を参考にして、各都道府県の地方最低賃金審議会が審議を行い改定額を決定します。

引上げ額の目安は、各都道府県を経済実態に応じてABCの3ランクに分けて提示していますが、令和6年度における引上げ額の目安はABCのすべてのランクで「50円」となりました。

今後、各地方審議会で審議が行われますが、目安どおり50円の引上げとなった場合、最低賃金の全国加重平均は時給1054円となります。これは令和5年度の引上げ額（43円）を超える過去最高額で、引上げ率に換算すると5.0%となります。



## 閉会した通常国会で成立した主な法律

第213回通常国会において、4月以降に成立した主な法改正は次のとおりです。

◎雇用保険法等の改正……雇用保険の被保険者要件である週所定労働時間を「10時間以上」（現行20時間以上）に引下げて適用対象を拡大するほか、教育訓練やり・スキリング支援の拡充など。

◎産業競争力強化法等の改正……従業員2千人以下の会社等（中小企業者を除く）を「中堅企業者」と定義し、賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者の事業再編に優遇税制や金融支援を講じるなど。

◎育児・介護休業法等の改正……残業免除の対象を小学校就学前の子（現行3歳）を養育する労働者に拡大するほか、子の看護休暇を行事参加等の場合も取得可能とするなど。

◎入管法及び技能実習法の改正……外国人技能実習制度を廃止し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」の創設や、不法就労助長罪の罰則の引上げなど。

◎子ども・子育て支援法等の改正……児童手当の拡充（所得制限の撤廃、支給期間の延長など）や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などの措置を講じるとともに、財源として医療保険の被保険者が負担する「子ども・子育て支援金」を創設する。

◎民法等の改正……離婚後の子どもの親権を父母の双方に認める「共同親権」を導入し協議により選択可能にするほか、養育費の取決めがない場合にも一定額を請求できる「法定養育費制度」の導入など。

◎道路交通法の改正……自転車等の運転者（16歳以上）による一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とするなど。

## 印紙の貼り忘れや貼り間違いがあった場合

印紙税は、領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書に対して課せられるもので、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付けて消印することで納付しますが、印紙を貼り忘れた場合は納付すべき印紙税額の3倍（自主的に申し出た場合は1.1倍）の過怠税が課せられます。

なお、課税文書に貼り付けた収入印紙が過大だった場合や、課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けた場合などは、税務署に申請書と併せて提出することで還付が受けられます。

## 新入職員紹介

8月から新しい仲間が増えました！！



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 291

発行： 2024年  
9月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 貸借対照表各論

#### ～純資産①～

#### ◆純資産とは

純資産とは、貸借対照表の区分のひとつとして定められており、会計基準省令において、純資産の部は以下のとおり区分することが定められています。

#### （貸借対照表の区分）

第26条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

2 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

純資産の部に関する貸借対照表の様式は以下の通りです。様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載することになっていますが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができます。また、中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるとされています。

純資産の部（会計基準省令\_別表\_第三号第一様式より抜粋）

純資産の部			
	当年度末	前年度末	増減
基本金	××	××	××
国庫補助金等特別積立金	××	××	××
その他の積立金	××	××	××
（何）積立金	××	××	××
次期繰越活動増減差額	××	××	××
（うち当期活動増減差額）	××	××	××
純資産の部合計			

#### ◆基本金とは

基本金とは「社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。」（会計基準省令6条1項）とされ、運用上の取扱い11において具体的内容が示されています。

#### （1）第1号基本金

土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とされます。設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めません。

なお、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は寄附金とせず、国庫補助金等に含めて取り扱うものとされています。

#### （2）第2号基本金

施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいいます。

### (3) 第3号基本金

厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日／障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号別添 社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいいます。

社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩します。基本財産又はその他の固定資産が廃棄されても事業の一部又は全部が継続している場合には、基本金の取り崩し要件にはならないことに留意が必要です。

#### ◆基本財産と基本金の関係

基本財産は、定款において基本財産として定められた固定資産をいいます。基本財産は、法人存立の基礎となるものであるため、これを処分し、又は担保に供する場合には、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記することが審査基準で求められています。

社会福祉法人の会計で混同されやすい論点の一つに基本財産と基本金の関係があります。基本財産は定款で定められた固定資産、一方で基本金は会計基準省令第6条第1項で社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金とあるため、例えば、事業開始等に当たり寄附受けした固定資産がある場合、事業に必要な固定資産を基本財産として定款に定めるとともに、その財源が寄附金であることから基本金が計上されることとなります。施設の創設及び増築分に係る寄附であれば、(基本金=基本財産)となりますが、設備の更新、改築等に係る寄附であれば、基本金の対象とならないため(基本金≠基本財産)となります。また、例えば既存の建物に附属設備を増設するケース等において寄附金を受領したが、当該附属設備につき定款に基本財産として定めのない場合も(基本金≠基本財産)となります。

つまり、寄附金を財源として固定資産を取得した場合でも、基本金や基本財産が計上されない場合があることには留意が必要です。

(総合福祉研究会)

## 医療・介護

### 医療・介護、AI活用で省力化必要 経済財政白書が提言

政府は8月2日、2024年度の経済財政白書を発表しました。労働力不足が深刻な医療・介護については、他産業からの労働力の移動に頼るのではなく、AI(人工知能)の活用などによる省力化を進め、生産性の向上を図ることが必要だとしています。

白書は医療・介護は生産性が低い半面、これまで労働力の投入を増やしてきた分野だと指摘し、そうした労働力の投入が、マクロの生産性上昇という点でマイナスの影響を与えたと分析しました。医療・介護を「社会的なエッセンシャルワークであり、市場原理にはなじまず、必要な人材を確保することが重要」としつつ、少ない人手でも成果を上げられるよう体質改善を求めました。

また、高いスキルを持つ外国人労働者に日本で長く働いてもらうことが重要だとし、母子保健をはじめとした医療サービスなどに外国人がアクセスできるような環境整備が求められると示しました。

白書の副題は「熱量あふれる新たな経済ステージへ」になっています。前文では現在の情勢について「投資や賃金を抑えるコストカット型経済から民需主導の成長型経済という新しいステージへの光が差している」と評しました。

(福祉新聞)

